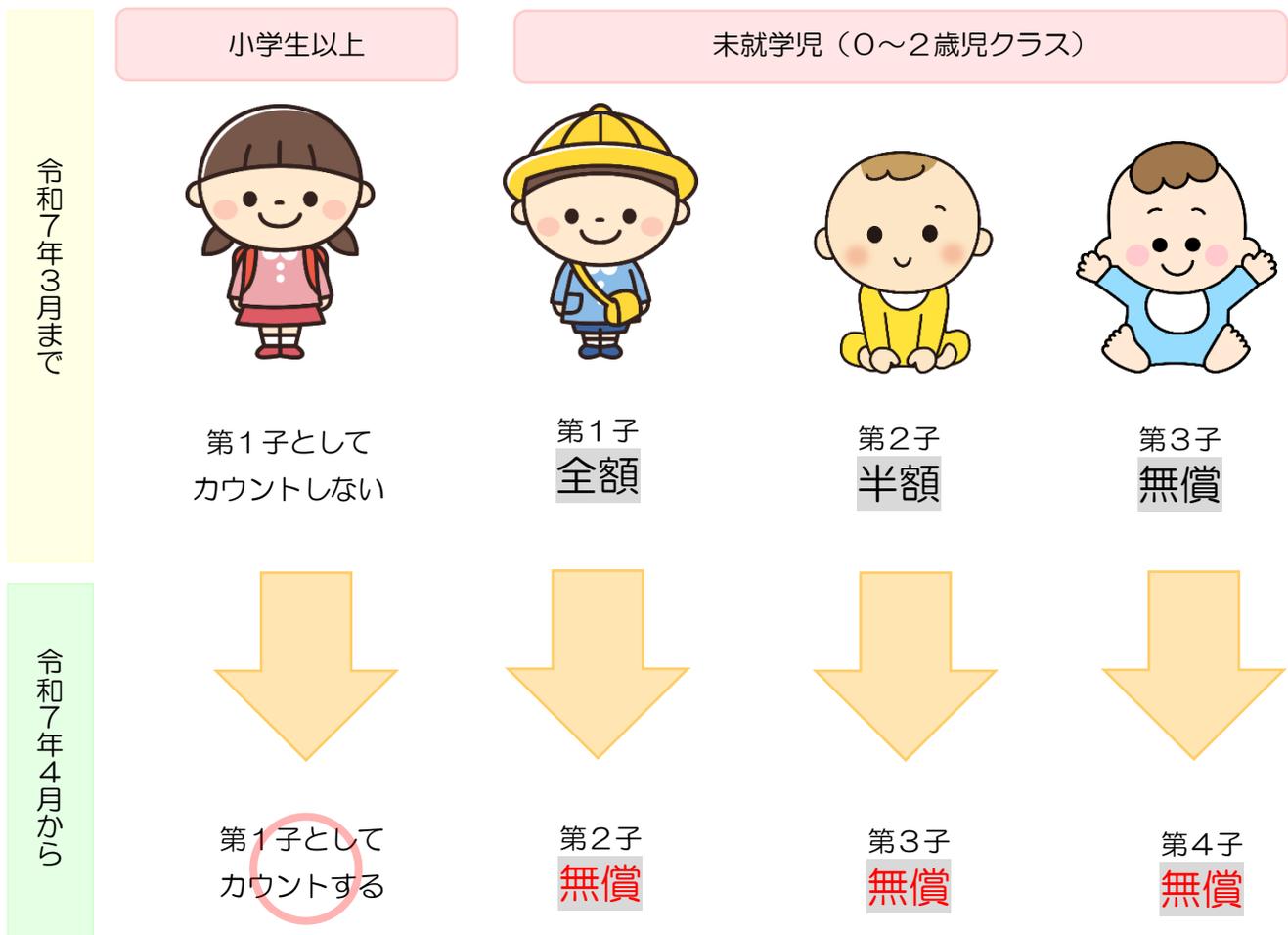


所得制限はありません！！

令和7年4月から 第2子以降の保育料が無償になります！

桂川町では多子世帯の子育てを支援するため第2子以降の保育料を無償化します。保育所等の同時利用やきょうだいの年齢に関わらず、生計を同一にしているこどものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子以降とカウントします。



対象となる施設ごとの内容と手続等

	対象施設	無償化の内容	手続き
認可保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園（保育部） 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 事業所内保育事業所 	第2子以降のこどもが認可保育施設等を利用する場合の保育料が無償化されます。	原則、手続きは不要です。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 企業主導型保育施設 	第2子以降のこどもが、認可外保育施設等を利用する場合の保育料が無償化されます。 【月額上限額】 <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 一時預かり（一般型）42,000円 企業主導型保育施設 0歳児 37,100円 1～2歳児 37,000円 	<u>保育の必要性の認定と、保育料の償還払について申請が必要</u> です。 子育て支援課まで直接お問合せください。
幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園（幼稚園部） 	第2子以降のこどもが、幼稚園等の満3歳児クラスで預かりを利用する場合の保育料が無償化されます。 【月額上限額】 16,300円	

※保育の必要性の認定とは…

保護者が就労や疾病等、家庭で保育ができないことを認定します。
 申請の際に就労証明書等を提出していただきます。

※認可外保育施設等や幼稚園等を利用している場合は、保育料をいったん施設にお支払いいただきますが、申請により、後日無償化分を給付いたします。

お問合せ先
 桂川町子育て支援課子育て支援係
 （総合福祉センター「ひまわりの里」内
 TEL：0948-65-0081